

5 住宅借入金等特別控除申告書

～借換え・連帯債務の場合の注意事項～

<借換えを行った場合>

①住宅借入金等の年末残高

借換えによる新たな住宅ローン等が住宅借入金等特別控除の対象となる場合には、次の金額が控除の対象となる住宅ローン等の年末残高となります。例年、記入誤りが多いので注意してください。

① $A \geq B$ の場合

対象額=C

② $A < B$ の場合

対象額= $C \times A / B$

A：借換え直前における当初の住宅ローン等の残高

B：借換えによる新たな住宅ローン等の借入時の金額

C：借換えによる新たな住宅ローン等の年末残高

②借換えを行った場合の添付書類

借換えを行った場合は、借換え直前の当初住宅借入金等残高がわかる書類でもって内容確認をするように税務署より指導されております。該当する場合は、借り換え直前の残高等証明書を必ず添付してください。

<連帯債務の場合>

連帯債務の場合、自分以外の債務者に次の内容を「備考欄」に記入してもらってください。例年、記入漏れが多いので注意してください。

- 住宅ローン残高のうち連帯債務者がいくら負担しているのか
- 連帯債務者の氏名と押印
- 連帯債務者の住所
- 連帯債務者の勤務先と勤務先住所